

株式会社ショクリューに対する指示の内容について

- 1 株式会社ショクリューが販売する全ての生鮮食品について直ちに表示の点検を行い、また、株式会社ショクリューが現在保持している馬肉について直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の商品が発見された場合には、適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 株式会社ショクリューが販売していた馬肉に原産地表示・伝達を行わず、不適正な販売を行っていた主たる原因として、食品の品質表示制度に対する認識の欠如、不適正表示を防止するための相互チェック体制及び商品管理システムの不備が考えられることから、これらを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、株式会社ショクリューの全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行うとともに、実行可能な表示チェック体制及び商品管理システムの整備等再発防止対策を実施すること。
- 4 1から3までに基づき講じた措置について、平成20年12月1日までに農林水産大臣あて提出すること。